

平成24年4月20日（金）

1. あいさつ（13：30）
2. 振り返り（13：35～13：50）
3. 骨子（案）について（13：50～14：10）
4. 自由討議（14：10～15：20）

**【テーマ】**

**住民自治のしくみ～基本原則を体現する自治組織の在り方～**

海津市の自治組織の現状（参考）

自治組織 175区・自治会

総加入世帯数 10,677世帯（平成23年4月1日現在）

自治会加入率 88.3%（平成23年4月1日現在）（加入率は低下傾向にある）

平均加入世帯数 61.01世帯（平成23年4月1日現在）

最多加入世帯数 510世帯（平成23年4月1日現在）

最少加入世帯数 2世帯（平成23年4月1日現在）

\*なお数値データはありませんが、自治会役員の高齢化や自治会活動へ参加する住民の高齢化が目立ってきています。

5. 事務連絡（15：25）
  - ・分科会開催日について（平成24年5月 日）
- 6・閉会（15：30）

## 別紙

### 1. 地域コミュニティ協議会等の規定のある自治体

#### (1) 伊賀市自治基本条例（抜粋）

#### 第4章 住民自治のしくみ

##### 第1節 住民自治

###### （住民自治の定義）

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。

###### （住民自治に関する市民の役割）

第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

###### （住民自治に関する市の役割）

第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。

##### 第2節 住民自治協議会

###### （住民自治協議会の定義・要件）

第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

（1）区域を定めていること。

（2）会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。

（3）組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。

（4）目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。

（5）組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

(住民自治協議会の設置)

第 25 条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地区の同意・決定機関とする。

(住民自治協議会の権能)

第 26 条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治協議会は、当該地区において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

3 市長は、当該地区において行われる住民生活と関わりの深い市の事務で、当該地区に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。

4 市長は、当該地区において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(住民自治協議会への支援)

第 27 条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 住民自治の活動拠点の提供
- (2) 住民自治活動に対する財政支援
- (3) その他住民自治の推進に関すること。

2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域まちづくり計画)

第 28 条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

2 前項に規定の計画を策定した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。

3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第 1 項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。

4 市は、第 1 項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

第 3 節 地域振興委員会

(地域振興委員会の設置)

第 29 条 市長は、住民自治協議会が設立されていない地域について、当該地区の住民生活に密接に関係し、当該地区の事情を十分に踏まえる必要のある市の事務について審議する機関として、地域振興委員会を置く。

2 前項に定める地域振興委員会の設置の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域振興委員会の所掌事務)

第 30 条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 地域振興委員会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、地域振興委員会の提案を尊重する。

3 地域振興委員会は、市長に対し、前 2 項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は地域振興委員会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(地域振興委員会の委員の任命方法)

第 31 条 地域振興委員会の委員は、当該地区の住民のうち、当該地区において活動する諸団体からの推薦を受けた者及び募集に応じた者の中から市長が任命する。

(規則への委任)

第 32 条 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

#### 第 4 節 住民自治地区連合会

(住民自治地区連合会の設置)

第 33 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 155 条第 1 項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。

(住民自治地区連合会の所掌事務)

第 34 条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。

3 住民自治地区連合会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治地区連合会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(規則への委任)

第35条 住民自治地区連合会の委員の任命、定数、任期、報酬、連合会長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第5節 住民自治活動を補完する機構

(住民自治活動を支援する機関の設置)

第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、この役割を果たす機関を設置する。

(住民自治活動を補完する行政機関の設置)

第37条 市は、住民自治活動をできるだけ市民に身近なところで支援するため、法第155条第1項で定める支所を設置し、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。

2 市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。

## (2) 岸和田市自治基本条例（抜粋）

### （コミュニティ活動）

第14条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。

2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動（以下「コミュニティ活動」という。）の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

### （地区市民協議会）

第15条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。

2 地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。

## 第6章 協働及び参画

### （協働）

第16条 市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努める。

2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努める。この場合において、市の支援は、市民及び事業者の自主性を損なうものであってはならない。

### （参画）

第17条 市は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民が参画する機会を保障しなければならない。

2 市は、市民が参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

## 2. 従来の自治会の活性化等を規定する自治体

### (1) 駒ヶ根市協働のまちづくり条例（抜粋）

#### 第4章 地域自治の確立

（自治組織の意義及び地域住民の責務）

第9条 市民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことで、心豊かに安心して暮らせる生活環境を築いている自治組織の意義を認識し、尊重します。

2 市民は、全員が自治組織に加入し、自治組織を通じて行動することで、地域の一員としてその責務を果たしていくことに努めるものとします。

3 自治組織に加入することができない特別な事情がある場合は、自治組織に加入した場合に準じて、地域における負担を分任し、地域で生活していくうえで責任ある行動に努めるものとします。

4 市は、自治組織の自主性及び自立性を尊重し、協働してまちづくりを進めるものとします。

（自治組織の活性化）

第10条 自治組織は、時代の変化による住民の生活様式及び価値観の多様化等を認識し、地域自治を推進するためにふさわしい運営をするとともに地域内の住民全員が加入できる組織づくりに努めます。

2 自治組織は、自らの役割及び活動に関し、地域住民の理解を得るように努めるとともに、地域づくりのための活動を通じて地域自治意識の高揚に努めます。

3 区の代表者により組織される区長会は、地域自治を総合的に推進するための組織であって、市民は、その活動を理解し、協力します。

4 事業者は、この条例の趣旨を理解し、自治組織への加入の促進に協力するよう努めるとともに、地域社会の一員として自治組織の活動に協力するよう努めるものとします。

5 市は、自治組織及び区長会並びに事業者と連携・協力し、自治組織の活性化に努めるものとします。

（地域づくりの推進）

第11条 市は、区長会及び自治組織等と連携・協力し、地域づくりを推進します。

#### 第5章 市民自治の確立

（市民自治の意義）

第12条 市民等は、社会的課題の解決に取り組むため、自主的かつ主体的に組織された市民団体等が市民自治の担い手であることを認識し、こ

れを尊重し、市民活動が健全に展開される豊かな市民社会の形成に努めます。

2 市民団体等は、自主及び自立のもとに地域性、専門性、機動性等の特性を活かしながら市民活動を推進することで、市民自治の確立に努めるものとしします。

(市民活動の推進)

第 13 条 市民等は、積極的に市民活動に参加するよう努めるものとしします。

2 市長は、市民活動を推進するために、情報の提供、相談、財政的支援その他の必要な措置を講ずるものとしします。この場合において、市長は、市民活動に参加する市民等の自主性及び自立性を尊重し、総合的かつ計画的に行うものとしします。

(公共サービスの分担)

第 14 条 市民団体等は、その自主性及び自己の責任に基づいて、公共サービスの提供を広く担うことができます。

2 市長は、市民団体等が公共サービスの提供を担うための環境の整備に努めるとともに、公共サービスの充実を図るため、市民団体等と市との協働に努めるものとしします。

## 第 6 章 市民参加と協働

(市民参加の推進)

第 15 条 市民等及び市は、地域社会における課題及び行政課題を相互に共有し、その解決に向けて協働して取り組むことができるよう市民参加を推進するものとしします。

2 市民等は、市における課題の把握並びに計画等の策定、事業の実施及び評価の各段階において参加することができます。この場合において、市長は、多様な市民参加の機会を設けるよう努めるものとしします。

3 市長は、市の基本的な計画又は特に重要な政策等を策定する場合は、効率的かつ効果的な市民参加の手続きを経るものとしします。

4 市長は、まちづくりに関する市民等からの提言、提案、意見等をその施策に反映させるよう努めるものとしします。

(協働の推進)

第 16 条 市民等は相互に、市民等及び市は互いに、その立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら連携・協力し、協働のまちづくりを推進します。

2 前項の規定により協働のまちづくりを進める場合は、その事業内容及び事業の実施過程について透明性を確保するとともに公開に努めるものとしします。

3 市長は、多様な主体が協働のまちづくりの意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するとともに、協働のまちづくりを推進するための総合的な施策を講ずるものとします。

(公共領域の役割分担)

第 17 条 市民等及び市は、適切に役割を分担し、協働して公共の領域を担うものとします。

2 市は、個人又は住民自治の力では解決できない課題について、連携・協力のもとに役割分担するものとします。

(自治組織及び市民団体等の連携)

第 18 条 自治組織及び市民団体等は、相互の特性を理解したうえで、主体的に連携・協力し、協働のまちづくりを推進するよう努めます。

## (2) 日吉津村自治基本条例

### 第8章 参画と協働の推進

#### (参画)

第28条 村は、村政に関わる施策等の企画立案、予算化、実施、評価のそれぞれの過程において、村民が参画できる機会を拡充するよう努めなければなりません。

2 村は、村政への参画において、村民が国籍や性別、年齢、障がいの有無等によって不利益を受けないよう配慮しなければなりません。

#### (協働)

第29条 村民、議会及び村は、相互理解と信頼関係の下、協働の村づくりに努めなければなりません。

2 村は、協働の村づくりを推進するにあたり、村民の自主性を損なうことなく、その自発的な活動を支援するよう努めなければなりません。

#### (コミュニティ)

第30条 村民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的にコミュニティの活動に参加し、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。

2 村民及び村は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、その組織や活動を守り、育てるように努めるものとします。

#### (自治会)

第31条 自治会は、集落の自治組織として、地域の様々な課題解決に対し総合的な役割を担い、地域の運営や住民の親睦、自治会公民館の管理及び活用などを行うものとします。

### 3. 市民活動の推進を規定した自治体

#### (1) 駒ヶ根市協働のまちづくり条例（抜粋）

##### 第3章 市民と市民自治

###### (市民の権利)

第5条 わたしたち市民は、市民自治の主体であり、市政に参画し、その意思を表明する権利を有します。

2 わたしたち市民は、前項の権利の行使に際し、性別、年齢、信条、国籍等によるいかなる差別も受けません。

###### (市民の責務)

第6条 わたしたち市民は、市民自治の主体であることを自覚し、自らの発言及び行動に責任を持ち、市民自治を確かなものとするよう努めます。

##### 第4章 市民自治活動

###### (市民自治活動の原則)

第7条 わたしたち市民は、家庭、職場及び地域社会の中で、市民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動します。

2 わたしたち市民は、市民自治活動において、男女が共に社会の対等な構成員としてその個性及び能力を発揮するものとします。

3 わたしたち市民は、同様の目的を有する個人及び組織との連携及び情報交換に努め、互いの活動を尊重します。

4 市民自治活動を行う団体は、民主的かつ自主的運営を行います。

###### (社会貢献活動)

第8条 わたしたち市民は、NPO(民間非営利組織)、ボランティア等による市民自治活動を通じ、それぞれの適切な役割のもとで社会貢献に努めます。

###### (地域の自治)

第9条 わたしたち市民は、各地域において、その歴史、文化等の地域的特性を生かした豊かなまちづくりを目指し、市と協働して組織的に市民自治活動を行い、地域の振興を図ります。

2 わたしたち市民は、町内会又は地区組織における活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現に努めます。

3 町内会その他の地域の振興を図る組織の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。

###### (市民自治活動の支援)

第10条 市は、市民自治活動が果たす役割及び重要性を認識し、その活動を守り育てるよう努めるものとします。

2 市は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、市民との相互理解を深め、信頼関係を築くよう努めるものとします。

3 市は、その行政活動のうち、市民自治活動の特性を生かすことがより効果的であると判断される分野については、積極的に協働の機会を拡充するよう努めるものとします。

4 市は、市民自治活動を促進するため、情報の提供、相談、専門家の派遣その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

#### 4. 西濃管内の自治体

##### (1) 垂井町まちづくり基本条例（抜粋）

#### 第7章 協働のまちづくりの推進

##### (コミュニティの形成)

第22条 住民は、自治会、ボランティア団体などへの参加を通じて、お互いに助け合い、地域の課題解決や共通の目標達成に向けて行動するため、良好なコミュニティを形成するよう努めるものとします。

2 住民は、良好なコミュニティを形成するため、お互いに情報の提供と共有を進め、連携してまちづくりを行います。

3 議会と行政は、協働のまちづくりを進めるため、コミュニティ活動を尊重するとともに、必要に応じて支援を行います。

##### (まちづくりセンター)

第23条 町長は、住民が行うコミュニティ活動の充実を図り、協働のまちづくりを推進する母体として、垂井町まちづくりセンター（以下「センター」といいます。）を設置します。

2 センターは、住民が主体となり、議会や行政と協働して運営を行うものとします。

3 センターは、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成などを行うものとします。

4 センターの組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

##### (まちづくり協議会)

第24条 住民は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会（以下「協議会」といいます。）を行政と協働して設置することができるものとします。

2 協議会は、地域や分野別の課題解決や町の特性を活かしたまちづくりの推進に取り組むものとします。

3 協議会の組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

##### (まちづくり審議会)

第25条 町長は、協働のまちづくりの取り組みの検証を行うため、垂井町まちづくり審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、協働のまちづくりの取り組みについて審議し、町長に答申します。

3 審議会は、町長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議や評価を行い、見直しが必要な場合は、町長に提言します。

4 審議会の組織と運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます

## (2) 輪之内町まちづくり基本条例（抜粋）

### 第三章 町民の権利、責務及びコミュニティの役割

#### （まちづくりに参画する権利）

第七条 私たち町民は、まちづくりに関する情報を知る権利及びまちづくりに関して参画する権利を有する。

2 私たち町民は、それぞれの町民が国籍、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の感心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりの参画についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

#### （まちづくりにおける町民の責務）

第八条 私たち町民は、まちづくりの主体者であることを自覚し、まちづくりへの参画が自治の実現につながることを認識するとともに良識的視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

#### （コミュニティの役割）

第九条 私たち町民は、心豊かな生活を送ることを目的として、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、コミュニティを守り育てるよう努めなければならない。

2 私たち町民は、緊急時において相互に助け合って活動ができるよう、地域社会における連帯意識を深めるよう努めるものとする